

真鶴町における女性職員の活躍の推進に関する 特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表 (令和3年度実績)

「真鶴町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づく取組の実施状況を女性活躍推進法第19条第6項の規定によりお知らせいたします。

目標1. 職員採用関係

令和7年度までに採用した職員の女性割合を、少なくとも平成27年度実績(37.5%)より引き上げ、平均40%にするよう努めます。

●採用した職員に占める女性職員の割合 22.2% (令和4年4月1日現在)

目標2. 配置登用関係

令和7年度までに管理的地位にある職員に占める女性職員割合を、平成27年度の実績(13.3%)より引き上げ、20%以上にするよう努めます。

●係長級以上の女性職員割合 25.6% (令和4年4月1日現在)

目標3. 継続就業及び仕事と家庭の両立

令和7年度までに、休暇が取得可能な対象男性職員の育児参加のための休暇が取得しやすいように、育児等の制度を職員へ周知を図るとともに、配偶者出産休暇取得率を100%、育児休暇取得率を40%以上にするよう努めます。

●配偶者出産休暇・育児休暇の取得率 対象者なし (令和3年度中)